

第2回若年者の消費者教育に関するWT ＜議論の概要＞

1. 開催日時

平成28年5月20日（金） 10時00分～12時00分

2. WTメンバー（◎は、WT長）

◎東 珠実	相山女学園大学現代マネジメント学部教授
曾我部 多美	東村山市立回田小学校校長
富岡 秀夫	公益財団法人消費者教育支援センター専務理事

3. オブザーバー

市毛 祐子	文部科学省 教科調査官（家庭）
樋口 雅夫	文部科学省 教科調査官（公民）

4. 議論の内容

第12回消費者教育推進会議の議論等を踏まえ、WTで以下について確認した。

＜教材の位置付けの確認＞

- ・作成主体は消費者庁とする。
- ・本教材の対象の範囲は高校生とし、1年生の段階で配布することを前提とする。
- ・授業で使用するものとする。なお、自習用としても活用できるような工夫（書き込み欄の設定等）をする。
- ・教師用解説書を併せて作成する。
- ・若年者を取り巻く社会情勢の変化（情報化、グローバル化、成年年齢引下げの議論等）を踏まえ、高等学校段階までに消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力を育むことを目的とした教材とする。
- ・若年者のトラブル防止及び解決のための行動が消費者市民社会の形成に参画することにつながることを盛り込む。
- ・高校生に分かりやすい内容（平易な表現、イラストを効果的に使用し具体的にイメージできる記述等）であることを第一とする。

- ・全国どの地方でも使え、消費者教育をしようと考えた際に直ぐに使える汎用性のあるものにする。

<完成・配布時期>

- ・平成 28 年度中に完成させ、平成 29 年度当初に全国の高校 1 年生の生徒数分を高等学校に配布する。

<体裁>

○生徒用

- ・高校生に分かりやすく、関心を持ってもらえる内容であることを勘案し、8～12 ページ（表紙・裏表紙を含む）とする。A 版あるいは B 版かは、今後検討する。

○教師用

- ・初めて消費者教育に取り組む教師にも分かりやすい解説、関連情報等を盛り込むために必要なページ数を想定（既存の消費者庁作成若者・高校生向け教材教師用解説書は 32 ページであり、これを参考とする）。

<具体的な内容>

○生徒用

- ・契約に関する基本的な事項、消費者の権利と義務、消費者市民社会の一員としての行動例などを扱い、若年者の日常生活に結び付けて、契約分野、安全分野、金融分野などを盛り込む。

○教師用解説書

- ・社会情勢の変化を踏まえ、若年者の消費者教育がいかに必要であるかについて記載する。
- ・学習指導要領に基づいた授業展開例（公民科、家庭科）の記述をする。この部分は、既存の消費者庁作成若者・高校生向け教材教師用解説書をベースに作成する。
- ・高等学校の公民科及び家庭科以外の教科でも活用するヒントを盛り込み、活用範囲が広いものとする。
- ・生徒用で取り上げる内容を厳選するため、解説書において関連情報等を盛り込み、消費者問題に馴染みのない教師にも消費者問題及び消費者教育への関心を深める内容を入れる。

<その他>

- ・本教材作成作業は、委託事業とする。
- ・教材が活用されるべくルートの確保に努める。

5. 次回の予定

平成 28 年 7 月上旬、第 2 回 WT を踏まえて作成したたたき台について検討し、受注業者の作成素案とする。